

不当な働きかけ等の報告制度の導入について(お知らせ)

防府市入札検査室

防府市における建設工事等の発注事務に関し、公正性・透明性のより一層の向上を図ることを目的として、事業者等から職員に対して「不当な働きかけ等」があった場合は、その内容を記録し、指名停止担当部署等に報告する制度を設けました。

事業者等とは

- 入札参加資格業者等、防府市における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有するものをいいます。
- 何らかの利害関係を有する者には、直接的な利害関係を有する者だけではなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含みます。

不当な働きかけ等とは

- 建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為をいいます。
- 具体的には次に掲げる要求行為をいいます。
 - ①事業者等の競争入札への参加または不参加に関する要求行為
 - ②事業者等の受注または非受注に関する要求行為
 - ③非公開または公開前における予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、判断基準額、最低制限価格、総合評価における加算点（これらを推測できる金額、数値等を含む。）に関する情報漏えい要求行為
 - ④入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導または談合つながるおそれのある要求行為

不当な働きかけ等があった場合の対応

- 不当な働きかけ等について記録し、指名停止担当部署等に報告します。
- 当該記録は、防府市情報公開条例に規定する公文書として公開請求の対象となります。

工事担当部署への入室について

工事担当部署は積算等を行っていますので、執務室への立ち入りはできません。来庁された際は、カウンターや窓口で声をかけてください。

施行年月日

- 平成28年4月1日

※「防府市建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」は、防府市ホームページ入札検査室に掲載しています。